

国際標準化活動 JASの国際規格化を目指して

- 日本の水産物の品質の高さをアピールして輸出を増やすため、JASの「魚類の鮮度（K値）試験方法」を、ISOの国際規格案として提案する予定です。
- FAMICは、肉、魚等のISO規格を開発するTC34/SC6（食肉・魚等の分科委員会）の国内審議団体を引き受け、ISO規格の提案権を持つPメンバーになりました。
- 規格の内容をオンラインでプレゼンテーションして海外専門家との信頼関係を築きました。
- これらの活動により、戦略的な国際標準を提案・議論する体制を整備しました。今後、TC34/SC6の総会で直接、規格開発への協力を要請していく予定です。



TC34総会の様子
(FAMIC本部：さいたま市)

写真左：提案予定の規格の内容を説明する様子

写真右：会場にプレゼンテーションの資料を掲示

EUへ輸出する有機加工食品の原料原産地の制限が撤廃

- EUとの有機同等性※は、これまで有機農産物と有機農産物加工食品（原材料が日本産及び日本の有機同等国産のもの。以下「原料原産地」という。）に限定されており、有機食品の輸出を増やすためには、有機加工食品の原料原産地の制限を撤廃し、同等性の範囲を広げて有機畜産物及び畜産物を含む有機加工食品も対象にする必要がありました。
- FAMICは農林水産省が行うEUとの有機同等性の範囲拡大の交渉のため、EUの有機制度と有機JAS制度の違いの調査、EUが行う日本の有機制度の審査に対する対応、Web会議への参加等のサポートを行い、令和7年に農林水産省とEUは、有機畜産物及び畜産物を含む有機加工食品への対象範囲の拡大、有機加工食品の原料原産地の制限撤廃に合意し書簡を取り交わしました。
- 今後、これまで輸出ができなかった同等国以外の国で生産された原材料を使用した製品の有機同等性を利用した輸出の拡大が期待されます。

※ 有機同等性：日本の有機JAS制度と他国の有機認証制度が同等であると認められること。有機同等性があれば他国の有機認証を受ければ有機JAS認証のみで有機食品として輸出することができる。



国際規格や有機同等性から
輸出力強化に貢献

JAS関係業務 37ページへ

麦類の赤かび病の追加調査を実施

- かび毒とは、植物病原菌であるかびや貯蔵穀物などを汚染するかびが作り出す化学物質で、人や家畜の健康に悪影響を及ぼすものをいいます。
- 令和6年度は麦類の赤かび病が多く発生しました。農林水産省から、麦類のかび毒について追加の調査依頼があり、優先的に分析を実施して報告しました。
- かび毒による健康被害を防止するためには、汚染実態を把握して、穀物の生産や貯蔵の段階で対策することが重要です。農林水産省が実施するリスク管理におけるかび毒の产生状況の基礎データ収集に貢献しました。



麦類の赤かび病

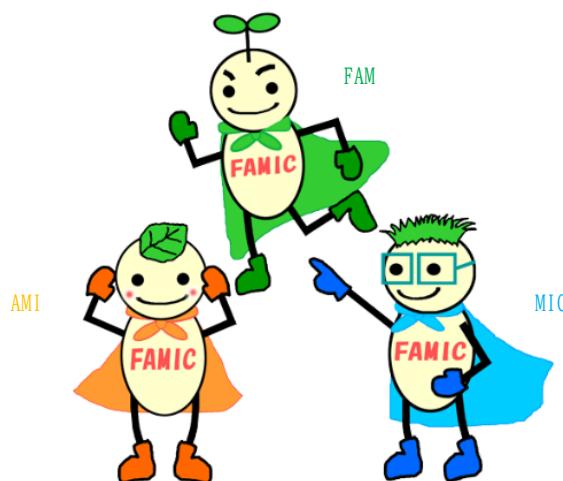
麦類の赤かび病は、開花期に雨が多いと発生しやすい。
デオキシニバレノールやニバレノールなどのかび毒を作り出す。



麦類のかび毒の分析

食品安全のリスク管理に貢献

有害物質の分析業務 39ページへ



FAMICシンボルマーク



食品、肥料・飼料、農薬の印象をそれぞれオレンジ、緑、青で示し、3分野が1本の縄のように強固に結びついていくことを、DNAの二重らせんになぞらえ、同時に『農場から食卓まで』つながるフードチェーンもイメージし、ロゴで一体感を表しています。

3. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

FAMICは、一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、農林物資等の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的としています。（独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号。以下「センター法」という。）第3条）

(2) 業務内容

FAMICは、センター法第10条に基づき、次の業務を行うこととされています。

- ① 食品等の品質及び表示に関する調査、分析並びにこれらに関する情報提供
- ② 食品等の消費の改善に関する技術上の情報収集、整理、提供
- ③ 日本農林規格、食品表示基準等が定められた食品等の検査
- ④ 日本農林規格等に関する認証等の適正な実施に必要な能力に関する評価、指導
- ⑤ 食品等の品質管理及び表示に関する技術上の調査、指導
- ⑥ 食品等の検査技術に関する調査、研究及び講習
- ⑦ 肥料、農薬、飼料等の検査
- ⑧ 飼料等の検定、表示に関する業務
- ⑨ 飼料等の登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査、指導
- ⑩ 飼料等の製造設備、製造管理の方法等に関する調査
- ⑪ 上記の業務に附帯する業務
- ⑫ 食品、肥料、農薬、飼料、農林水産物の輸出促進等に関する関係法令に基づく立入検査等
- ⑬ 上記の業務の遂行に支障のない範囲内で認定農林水産物・食品輸出促進団体への協力をを行うことができる。

詳細につきましては、次のサイト（e-Gov法令検索）からご覧いただけます。

◇e-Gov法令検索（「農林水産消費安全技術センター法」と入力して検索）

<https://laws.e-gov.go.jp>



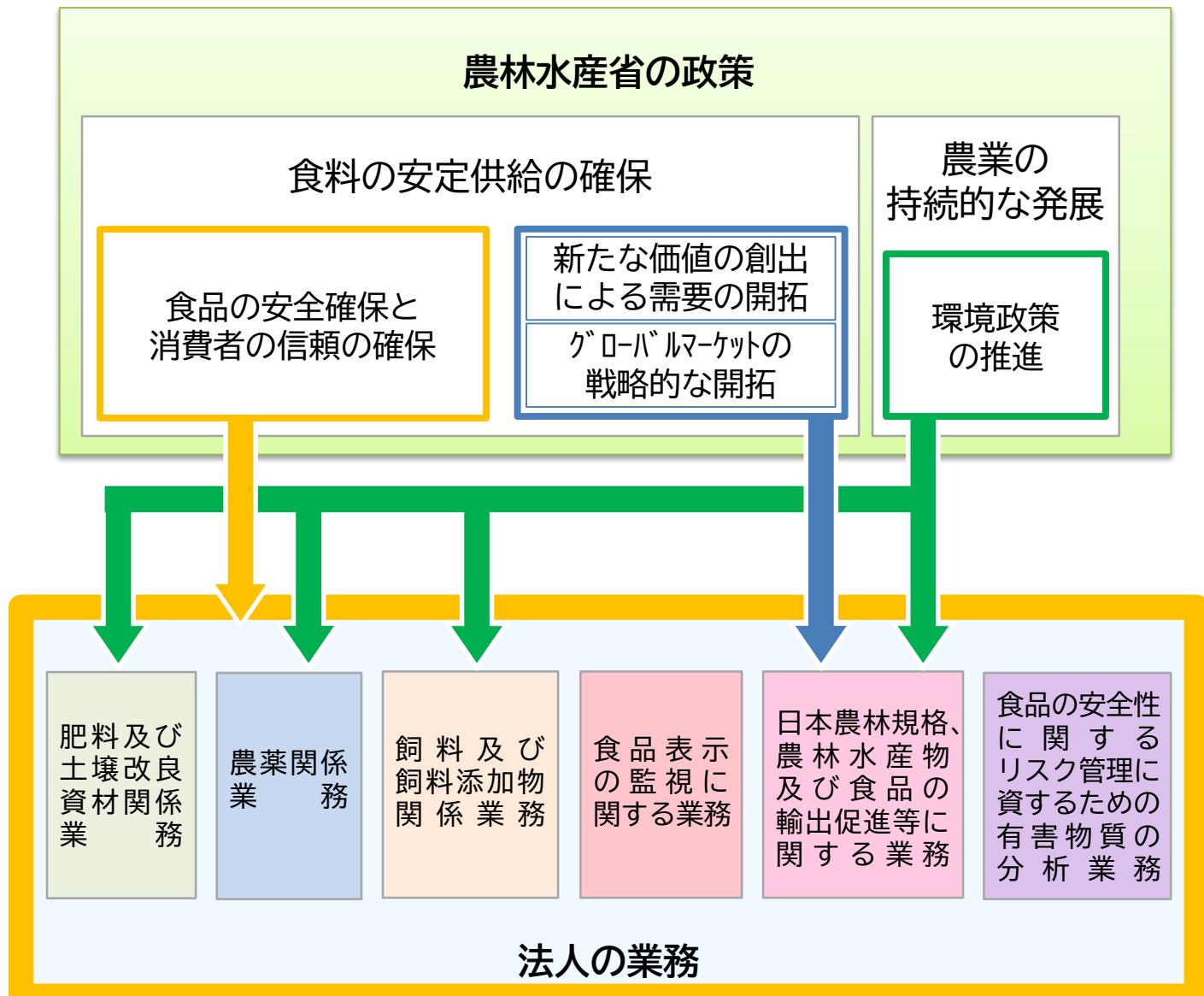
(3) 主な関係法令

- ・食品表示法（平成25年法律第70号）
- ・日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）
- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下「肥料法」という。）
- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）
- ・愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）
- ・地力増進法（昭和59年法律第34号）
- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。）

4. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

FAMICの業務の多くは、農林水産省の政策のうち「食料の安定供給の確保」における政策分野「食品の安全確保と消費者の信頼の確保」の下に位置付けられています。（以下の図をご参照ください。）

FAMICは、長年蓄積してきた科学的知見や培ってきた技術を生かし、関係法令に基づき検査等を実施することで、食料の安定供給と安全確保に関する政策の一翼を担い、行政執行法人として、国の相当な関与の下に国の行政事務と密接に関連した事務・事業を正確かつ確実に実施し、政策課題や社会的課題に貢献します。



注：FAMICの各業務は、[P11「6. 年度目標及び事業計画」](#)、[P29「9. 業績の適正な評価の前提情報及び当事業年度の主な業務成果・業務実績」](#)等に記載しています。

5. 理事長の理念や運営上の方針・戦略等

(1) 運営基本理念及び運営方針

運営基本理念

確かな技術力による科学的検査・分析により、
食の安全と消費者の信頼の確保に貢献します。

運営方針

「技術力」を高め、最新の知見を
未来に向かって役立てます。

技術で行政を支える組織として、検査・分析技術を維持・向上させるとともに、新しい検査・分析手法の開発・導入に取り組みます。また、専門家集団として、蓄積した知見とノウハウを社会に還元します。



情勢変化に柔軟に対応する
組織を目指します。

社会経済の変動、新たな環境問題、動物の疾病や植物の病害虫の発生などの情勢の変化に注意を払い、新たな課題に柔軟に対応できる組織力を育みます。

(2) 未来に向けて

FAMICが存在意義を持ち続け、運営基本理念（ミッション）等を実現するため、以下の課題に取り組みます。

全体戦略

業務の効率化、
重点化等の工夫

財政基盤
の強化

職場環境
の向上

専門家集団としての
高い技術力を維持、向上

蓄積した知見やノウハウ
の社会への還元

事業戦略

肥料及び土壌改良資材関係業務

- 未利用資源の利用拡大に向け、新たに規格化された汚泥資源を利用した菌体りん酸肥料の品質管理計画の調査に対応
- 公定法化された肥料等試験法の充実に向け、職員の技術力向上と、調査研究業務を強化

農薬関係業務

- 業務の重点化・効率化により、農薬の再評価、安全性審査の充実等に伴う業務量の増大にも着実に対応
- 農業の環境負荷低減に資するため、生物農薬等の評価を円滑化

飼料及び飼料添加物関係業務

- 飼料等の安全確保のため、事業者自ら原料から製品までの基本的な安全管理に取り組むGMPの導入を推進
- 検査・分析技術の更なる向上のため、研究機関等と連携し、共同研究を含め調査研究業務を強化
- アジア地域の飼料の安全確保のため、国際機関と連携し、FAMICが有する知識・技術を提供

食品表示の監視に関する業務

- 食品表示の科学的検査業務について、情勢に応じ緊急度及び重要度の高い品目に重点化するとともに、原産地表示や遺伝子組換え表示等の検査を重点的に実施
- 原料原産地表示対象の拡大等に対応した分析技術及び判別技術を開発・改良

日本農林規格、農林水産物及び 食品の輸出促進等に関する業務

- 農林水産物や食品の輸出促進に貢献できるよう、国際化を見据えてJAS原案を作成
- FAMIC認定制度の運用により、農林水産物等の輸出力強化に貢献

食品の安全性に関するリスク管理に 資するための有害物質の分析業務

- ISO/IEC17025の試験所認定を取得しているかび毒分析等で、信頼ある分析データを提供可能な機関として、共同研究事業への参画を目指す。

注：FAMICの「事業戦略」に関する主な取組は、[P29「9. 業績の適正な評価の前提情報及び当事業年度の主な業務成果・業務実績」](#)に記載しています。

6. 年度目標及び事業計画

(1) 年度目標

① 年度目標の概要

年度目標では、農林水産省からの緊急要請業務に最優先で組織的に取り組むこと、検査等業務を的確に実施すること、業務運営の効率化や財務内容の改善を実施すること等が指示されています。

令和6年度目標では、前年度目標と比べて、主に以下の点が変更されました。

- ・海外に原料を依存する肥料の利用を低減していくことが必要な中、国内の未利用資源である下水汚泥等を原料とした菌体りん酸肥料の新規格が設定されたため、登録申請に係る事業者からの事前相談対応や、都道府県等が行う立入検査の支援等の業務が追加されました。
- ・FAMIC認定センター(JASaff)の製品認証分野における国際相互承認締結を受け、その地位の維持に加え、試験所認定分野における国際相互承認への取組を進めるよう変更されました。
- ・業務の質の低下を招かないよう配慮しつつ、引き続き業務の効率化を図り、令和10年度までに令和5年度を基準として常勤職員数を少なくとも7人削減し、拠点の合理化を含めた、さらなる常勤職員数の削減を検討することが追加されました。
- ・FAMICの事業の目的を踏まえつつ、受託収入の獲得、受益者の負担の水準について不斷の見直しを図り、令和10年度までに令和5年度を基準として自己収入を100%以上増加することが追加されました。

② 一定の事業等のまとめごとの目標

以下のア～キの業務をそれぞれ一定の事業等のまとめごとにして、目標が設定されており、また、これらを細分化した業務ごとに目標や評価のための指標も設定されています。

農業生産資材における安全の確保等に関する業務

- ア 肥料及び土壤改良資材関係業務
- イ 農薬関係業務
- ウ 飼料及び飼料添加物関係業務

食品表示の監視並びに日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務

- エ 食品表示の監視に関する業務
- オ 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務

食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

- カ 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

その他の業務

- キ その他の業務

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇令和6年度目標

http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/mokuhyou-keikaku/



(2) 事業計画

FAMICは、令和6年度目標を達成するため、年度目標で設定された一定の事業等のまとめごとに、「5. 理事長の理念や運営上の方針・戦略等」を踏まえた事業計画を作成しています。令和6年度事業計画の概要は次のとおりです。

事業計画の概要	
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置	
1 農業生産資材における安全の確保等に関する業務	
(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務	
農林水産省等関係機関との連携を密に行いつつ、不適正な肥料等の流通を防ぐための検査の実施、農林水産省が行う肥料の公定規格の改正に資するデータ提供や試験法の開発・改良等について、創意工夫により効果的かつ的確に取り組む。	
(2) 農薬関係業務	
諸外国における農薬登録制度の運用に関する情報の収集・分析等により検査手法を検討する等の創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組む。	
また、農林水産省と連携し、再評価の導入による安全性に関する審査の充実に対応する。	
(3) 飼料及び飼料添加物関係業務	
飼料等の分析技術の進歩等に伴う試験法の点検・改良、適正製造規範（GMP）適合確認業務の信頼性確保等について、的確な情報収集及び効率的な作業分担等の創意工夫や体系的な教育訓練を通じた職員の能力向上等を図り、合理的かつ効果的に取り組む。	
2 食品表示の監視並びに日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務	
(1) 食品表示の監視に関する業務	
全ての加工食品に対する原料原産地表示の義務化に対応するため、新たな品目の産地判別技術の開発及び既に開発済みの技術の精度向上等に取り組むほか、製造業者に対する検査能力の向上に必要な取組を行う等の創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組む。	
(2) 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務	
国際的に広く用いられている国際標準化機構が定める枠組みを基本として信頼性の高い認定業務に取り組むとともに、JASの制定等、JAS制度の普及、登録認証機関等及び登録試験業者等の調査、JASに係る検査等について創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組む。	
また、国内の農林水産物及び食品の輸出を更に増大させるため、輸出促進法に基づく登録発行機関及び登録認定機関の登録に係る調査等業務を行う。	
3 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務	
調査分析の品質を保証するため、品質マネジメントの維持、向上に努めるほか、麦類に関するかび毒の調査依頼等に対し、創意工夫により効率的に取り組む。	
4 その他の業務	
各職員が自身の業務を点検し、常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組む。	

事業計画の概要	
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置	
1 業務運営コストの縮減	
2 人件費の削減等	
3 常勤職員数の削減等	
4 調達等合理化の取組	
5 情報システムの整備及び管理	
第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	
予算の執行に当たっては、収支計画及び資金計画に基づき適切に実施する。また、自己収入を令和10年度までに令和5年度を基準として100%以上増加に努める。	
第4 短期借入金の限度額	
限度額を定める。	
第5及び第6 財産処分等の計画	
計画なし	
第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
1 施設及び設備に関する計画	
既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設の改修を計画的に行う。	
2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	
農林水産行政の見直しに対応した国からの要請等に確実に応え、業務を円滑に推進するため、人材確保・育成方針を踏まえた取組を実施する。 職員個々の能力や実績等を的確に把握して適材適所の人材配置を行う。	
3 積立金の処分に関する事項	
前年度繰越積立金は、前年度以前に取得し、令和6年度へ繰り越した棚卸資産、前払費用等の費用に充当する。	
4 その他年度目標を達成するために必要な事項	
(1)内部統制の充実・強化	
業務方法書に定めた事項を適正に実行するほか、業務改善の機会逸失防止や労働安全衛生に係るリスク管理に取り組む等、内部統制システムの更なる充実・強化を図る。	
(2)業務運営の改善	
理事長のトップマネジメントによる効率的な法人運営と継続的な業務改善活動の推進に取り組む。	
(3)情報セキュリティ対策の推進	
情報セキュリティ・ポリシーに基づく情報セキュリティ対策を講じ、PDCAサイクルにより改善を図る。	

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇令和6年度事業計画

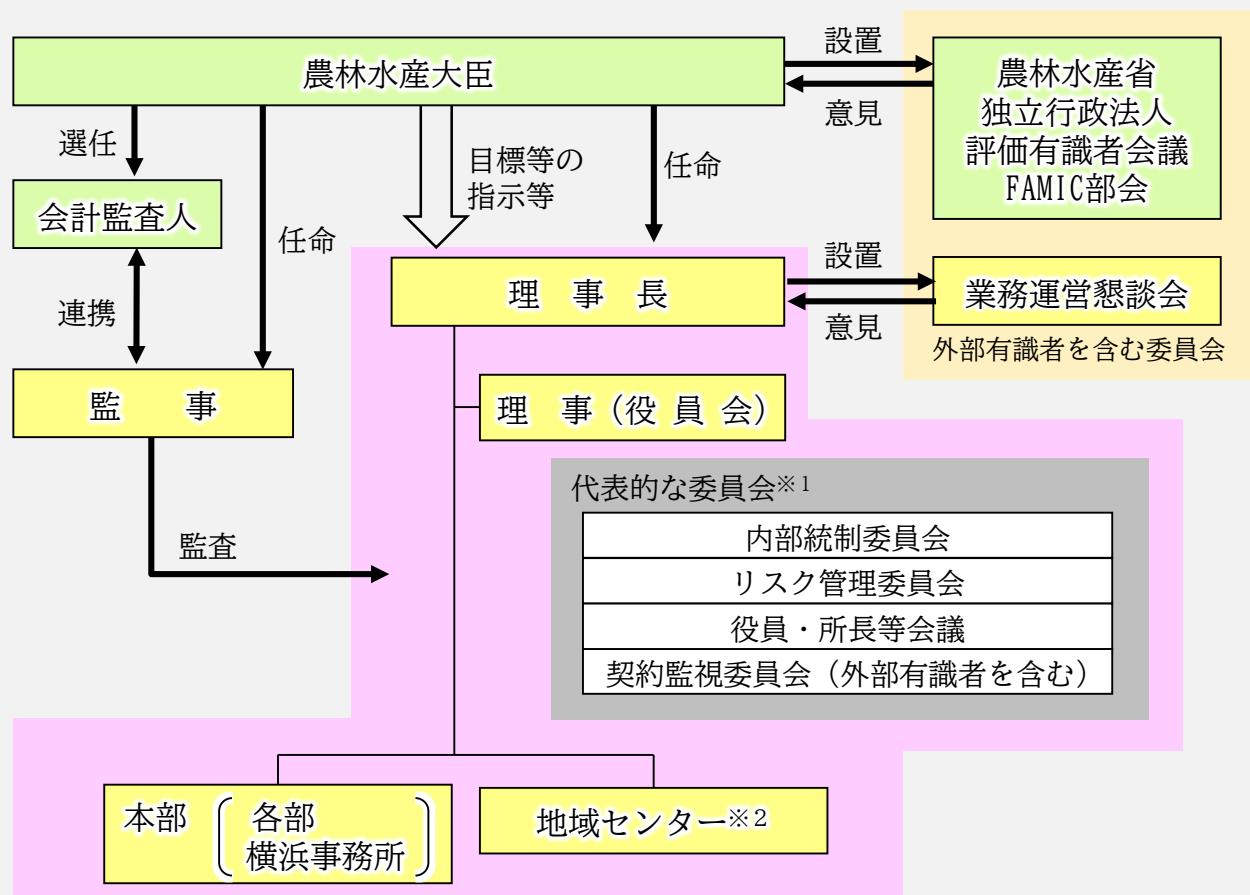
http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/mokuhyou-keikaku/



7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

ガバナンスの体制は次のとおりです。



FAMICは、内部統制規程に基づき、業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性の確保を柱とする内部統制基本方針を定め、内部統制システムを整備・運用しています。具体的には、理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進するため、運営基本理念、運営方針、行動指針、コンプライアンス基本方針等の内部統制推進上の基本的な方針や規程類を整備するとともに、定期的に見直しを行っています。

また、内部統制の充実を図るため、役員会、内部統制委員会、リスク管理委員会等の各種委員会により、業務の効率的な運営、法令遵守や危機管理体制をモニタリングするとともに、外部有識者を委員とする業務運営懇談会により、毎年の事業運営について助言を受ける仕組みを設けています。

内部統制システムの整備の詳細につきましては、
FAMICホームページにて公表しています。

◇業務方法書

http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/_doc/gyoumuhouhou_syo.pdf



① プロセス評価

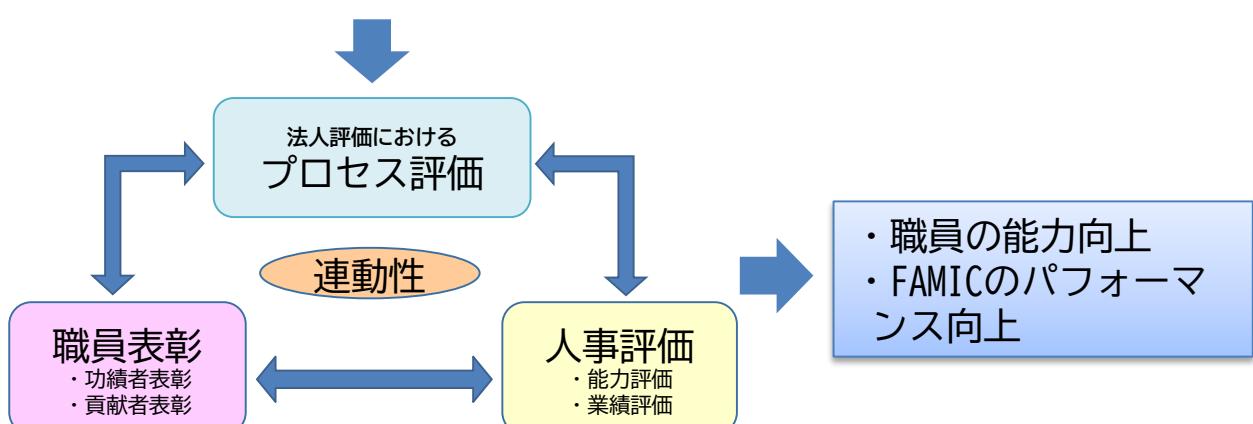
業務の質の向上に向けて、また、法人評価において目標達成に係る業務上の創意工夫、努力等の過程を適切に評価するため、「プロセス評価」を導入しています。

プロセス評価は、業務遂行時の創意工夫等を業績評価にプラスして評価するものであり、職員表彰制度と人事評価をプロセス評価と連動させることで、職員個々の意識を改善して、モチベーションを引き上げ、組織のパフォーマンスの向上を図っています。

プロセス評価の観点



職員表彰式の様子



② 情報セキュリティの強化・DX推進への対応

近年、サイバー攻撃が激化・高度化しており、高度なICT技能に基づき機動的な対応を行う等、情報セキュリティを強化していく必要があります。また、世界的にDX推進が重要視される中、行政執行法人として、行政全体の流れに則した新たな仕事様式への対応が急務となっています。

これらの課題に対応するため、令和5年4月に組織再編を実施し、FAMICの今後のDX戦略を一元的に企画・立案できる体制等を構築しました。これにより、社会変化へ機動的に対応し、さらなる国民サービス向上に資する取組を行っていきます。

(2) 役員等の状況

① 役員の状況

(令和7年3月31日現在)

役 職	氏 名	任 期	担 当	経 歴	
理事長	木内岳志	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 9 年 3 月 31 日		昭和 58 年 4 月 平成 29 年 7 月 平成 30 年 10 月	農林水産省採用 農林水産省東北農政局長 公益社団法人大日本農会技術参事
理事	都築伸幸 ※1	自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日	総合調整・ 食品等 検査担当	平成 4 年 4 月 令和 2 年 8 月 令和 4 年 7 月	農林水産省採用 内閣府食品安全委員会事務局 情報・勧告広報課長 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 仙台センター所長
理事	功刀 豊 ※1	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日	評価・ 肥飼料 検査担当	昭和 57 年 4 月 平成 30 年 7 月	農林水産省採用 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 神戸センター所長
理事	高橋秀一 ※1	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日	農薬検査 担当	昭和 57 年 4 月 平成 30 年 4 月	農林水産省採用 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 札幌センター次長
監事	飯村正紀	自 令和 5 年 6 月 16 日 至 令和 9 年 3 月 31 日 ※2		昭和 62 年 4 月 令和 2 年 4 月	大正海上火災保険株式会社入社 三井住友海上火災保険株式会社理事 (関西本部大阪北支店長)
監事 (非常勤)	服部夕紀	自 令和 元 年 6 月 15 日 至 令和 9 年 3 月 31 日 ※2		現 公認会計士	

※1 理事の都築伸幸、功刀豊、高橋秀一は任期満了で退任し、令和7年4月1日付けで橋本陽子、牟田大祐、池田淳一が就任しています。

※2 監事の任期の末日は、理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日となります。

② 会計監査人の氏名又は名称及び報酬

会計監査人は板橋監査法人であり、当該監査法人に対する当事業年度のFAMICの監査証明業務に基づく報酬の額は5,280千円です。また、当該監査法人及び当該監査法人と同一のネットワークに属する者に対する当事業年度のFAMICの非監査業務に基づく報酬はありません。当該監査法人の詳細につきましては、同法人のホームページをご参照ください。

<https://www.itabashi-audit.jp/>



(3) 職員の状況

常勤職員は令和6年度末現在624人（前年度末比9名減、1.4%減）であり、平均年齢は45.9歳（前年度末45.8歳）となっています。このうち、国等からの出向者は61人、他の独立行政法人からの出向者は2人、令和7年3月31日付け退職者は18人です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

① 当事業年度中に完成した主要な施設等

農薬検査部 空調設備改修工事
名古屋センター 入居する名古屋農林総合庁舎の廃止に伴うセンター庁舎の
移転整備工事（うち設計業務分）

② 当事業年度において継続中の主要な施設等の新設・拡充

名古屋センター 入居する名古屋農林総合庁舎の廃止に伴うセンター庁舎の
移転整備工事

③ 当事業年度中に処分した主要な施設等

該当ありません。

(単位：百万円)

(5) 純資産の状況

① 資本金の額

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	10,110	-	-	10,110
資本金合計	10,110	-	-	10,110

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第44条第3項に定める目的積立金はありません。

当事業年度に増となった前事業年度繰越積立金877,700円は、自己財源で取得した償却資産の簿価（減価償却費充当）、前払費用及び棚卸資産であり、令和6年度発生額（478,781円）を取崩し、当該費用としました。

なお、令和5事業年度から令和6事業年度への前事業年度繰越積立金の当期期首残高506,155円は、令和5事業年度が終了したため積立金へ振替を行いました。

(6) 財源の状況

① 財源の内訳

(単位：百万円)

区分	金額	構成比率 (%)
収入		
運営費交付金	5,937	85.1%
事業収益	50	0.7%
受託収入	4	0.1%
資産見返運営費交付金戻入	135	1.9%
資産見返補助金等戻入	6	0.1%
賞与引当金見返に係る収益	434	6.2%
退職給付引当金見返に係る収益	409	5.9%
雑益	1	0.0%
合計	6,976	100%

注：1. 単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

2. 損益計算書上の財源状況を示しています。